

不登校児童生徒への支援に関する最終報告の概要

～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～

平成28年7月

不登校に関する調査研究協力者会議

はじめに

不登校児童生徒に対する支援の最終目標は、将来の社会的自立を目指すことであり、そのために学校が果たすべき役割は大きい。

学校は、多様化・複雑化する不登校児童生徒の要因・背景を的確に把握し、共感的理解と寄り添う姿勢が重要である。また、関係機関との「横」の連携を進めるとともに、学校間の「縦」の連携を行うことで、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の実現が期待できる。

第1章・第2章 不登校の現状と実態

●不登校の要因、背景の多様化・複雑化

不登校の要因・背景は多様化・複雑化しており、個々の児童生徒の要因を的確に把握し、早期に、丁寧にその要因を解消することが不登校児童生徒への支援に不可欠である。

●不登校の実態把握

実態把握が適切になされなければ、必要な支援につながらない可能性がある。学級担任のみならず養護教諭やスクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等が的確に不登校の要因を把握し、児童生徒、保護者等と話し合い支援策を決定する必要がある。

第3章 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

●支援の視点

不登校児童生徒への支援は、児童生徒の社会的な自立を目指して行われることが必要。不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上のリスクも存在する。

●学校教育の意義・役割

義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要。不登校児童生徒への支援については、関係機関が情報を共有し、組織的・計画的に、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を講ずることが重要。

●不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

児童生徒が主体的に社会的自立に向かうよう、環境づくりを支援することが必要。

●家庭への支援

不登校児童生徒の保護者の状況に応じた働き掛けが重要。不登校の要因・背景によっては、福祉機関と連携し家庭の状況を正確に把握した上で支援策を検討しなければならない場合がある。その際、家庭と、学校を含めた関係機関等との連携を図り、保護者と信頼関係を築くことが重要。また、訪問型支援による保護者への助言等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが必要。

第4章 不登校児童生徒に対する支援における重点方策

●「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援

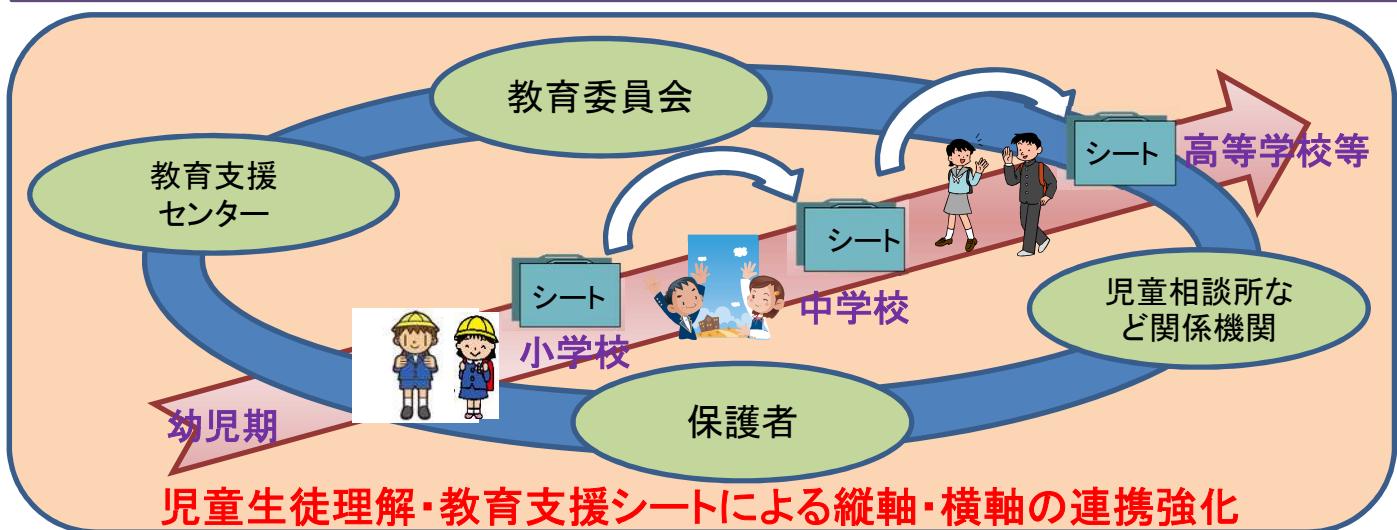
学校関係者が中心となり、不登校児童生徒や保護者と話し合いながら「児童生徒理解・教育支援シート」（モデルフォーマット提示）など、個々の不登校児童生徒に応じた支援計画を策定し、組織的・計画的な支援を実施することが有効。また、支援の進捗状況に応じてシートの内容を見直すことも重要。

●不登校児童生徒への多様な教育機会の確保

不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、不登校特例校や教育支援センターの利用、ICTを使った学習支援の実施、夜間中学など、多様な教育環境を提供できるよう環境整備を図ることが重要。

●教育支援センターを中心とした体制整備

教育支援センターは、不登校児童生徒への支援に関する知見や技能が豊富であることから、通所を希望しない不登校児童生徒への訪問型支援等、学校外における支援の中核となることが期待される。そのため、国においては、教育支援センターの設置促進や機能強化に関するモデル事業の実施、SC配置など、自治体への財政支援が必要。



第5章 学校等における取組

●不登校が生じないような学校づくり等

いじめ、暴力行為等問題行動を許さない、魅力ある学校づくりが重要。また、一人一人の学習状況を十分に把握し、具体的な指導方法や進度について児童生徒の側に立った配慮が必要。さらに、社会総掛かりで児童生徒を育んでいくため、学校と保護者・地域住民等の連携・協働体制を構築していくことが重要。

●不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

SC・SSWなど専門スタッフを活用しつつ、校長を中心としたチームとして不登校児童生徒に対する支援体制を整えることが必要。また、学校や保護者を始め、教育支援センター、福祉機関、医療機関等の必要な関係機関において、当該児童生徒の情報を共有し、一体となって組織的・計画的な支援を行うことが重要。登校に当たっては、相談室等を居場所として活用し、徐々に学校生活になじませていくことや、場合によっては、学級替えや転校等の検討も必要。また、定期的に家庭訪問を実施し、児童生徒の理解に努めることも必要。

●不登校特例校制度・指導要録上の出席扱い制度等の活用

不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を展開する不登校特例校制度、教育支援センターや民間の団体・施設において、指導・助言を受けた場合には、指導要録上の出席扱いとすることが可能となる制度を活用し、不登校児童生徒の努力を適切に評価し支援することが重要。

●青少年教育施設等の体験活動プログラムの積極的な活用

体験活動においては、積極的态度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されるため、青少年教育施設等との積極的な連携が重要。

第6章 中学校卒業後の課題

●高等学校に関する取組

高等学校入学者選抜については、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点からの改善がこれまで進められているが、今後さらに学ぶ意欲、能力のある不登校児童生徒をより適切に評価する取組が推進されることが重要。また、生徒のニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等様々な取組や工夫が行われることが重要。

●中学校卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高校等に進学したもののに通えない者、中途退学した者等に対して、進学・職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受け皿が必要。実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者で、改めて中学校で学び直すことを希望する者には夜間中学において可能な限り受入れることが期待される。

第7章 教育委員会に求められる役割

●不登校や長期欠席の早期把握と取組

学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒の課題の早期解決を図るための体制の確立を支援することが重要。また、コーディネーターとしての役割を果たす教員の存在が重要。

●学校等の取組を支援するための教育条件等の整備

不登校児童生徒への対応のための適切な教員配置を行うことが必要。また、居場所としての相談室・学校図書館・保健室等の環境整備や、児童が小学校から中学校への進学に際して体感する段差に配慮し、その接続をより円滑なものとするために学校間接続の改善も有効。

●アセスメント実施のための体制づくり

多様化、複雑化する不登校の要因・背景を適切に把握し、初期の段階で適切な対応のアセスメントを行うことは極めて重要。そのためには、SC・SSWの配置・派遣等を行い、学校をサポートする体制づくりが必要。

●学校外の公的機関等の整備充実

教育支援センターの整備促進により、不登校児童生徒の支援ができる体制の構築が必要。

●訪問型支援など保護者への支援の充実

不登校のみならず子育てや家庭教育に関する情報提供や相談対応など、家庭に対する積極的な支援の推進が重要。また、訪問型支援等、困難を抱えた家庭に対する支援を積極的に推進することが重要。

●教育支援センター等を中心とした支援ネットワークの整備

教育支援センターは、地域において不登校児童生徒の支援に関する中核的役割を担うことが期待される。不登校児童生徒や保護者を支援するため、学校や関係機関等との連携ネットワークの整備が必要。

第8章 国に求められる役割

●不登校児童生徒支援のための体制構築に関する支援

教員配置の拡充、SC・SSWの配置拡充等が必要。また、ICTを活用した学習機会の確保及び教育支援センターの設置促進・機能強化が必要。

●不登校の実態把握

不登校に関する政策の効果検証のため追跡調査が必要。

●不登校への対応に関する全国の情報収集・情報提供

効果的な施策や実践事例を収集・情報提供に努めることが必要。

●関係省庁との連携

不登校児童生徒への支援に関し、関係機関との連携をスムーズに行えるよう、関係省庁との積極的な連携が必要。

●不登校施策の改善へ向けた不斷の取組

不登校施策改善のための不断の取組を行うことが必要。教員の質の向上や指導体制の強化、適切なSC・SSWの配置等による教育相談体制の充実等に努めるとともに、「児童生徒理解・教育支援シート」の普及、教育支援センターの設置促進・機能強化等、不登校児童生徒への支援に必要な検討を引き続き行うことが重要。

おわりに

不登校への取組においては、児童生徒の社会的自立を目指し、当該児童生徒にとっての何が「最善の利益」であるかという視点に立つことが重要。児童生徒の可能性を信じ、長い目で児童生徒を支え見守ることが大切。保護者の方々におかれても、一人で悩まずに、関係機関に不安や悩みを伝えていただきたい。